

○八千代市建築協定条例

昭和 49 年 12 月 11 日

条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 69 条に規定する建築協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定事項)

第 2 条 本市の都市計画区域内において、土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、当該権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進し、かつ、土地の環境を改善するためその区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を協定することができる。

(協定することができる区域)

第 3 条 法第 69 条の規定により建築協定をすることができる区域は、住宅地の環境を保護し、又は商店街の利便を維持増進するため必要と認める区域内で、市長が告示して定める区域とする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。